

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(平成 28 年 6 月 3 日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 平成28年6月3日 (金) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	池 田 純	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	米 倉 薫	出	石動	大 坪 敏 博	出
2	江 口 啓 子	出	三津	中 村 康 行	出
3	高 尾 洋 子	出	大曲	柿 本 利 憲	出
5	大 澤 泰 久	出	吉田	北 島 知 典	出
6	橋 本 修 二	出	田手	山 崎 茂 人	出
7	古 川 義 國	出	豆田	大 隈 茂 次	出
8	木 下 大 学	出	箱川	岩 橋 孝 行	出
9	材 木 清 豊	出			
10	中 島 弘 美	出			
11	原 武 学	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 佐藤 吉宏	係長 手塚 奈穂子 係員 田中 貴 章
-----	-------------	------------------------

5. 議事録署名委員の指名 3番 高尾 洋子委員 5番 大沢 泰久委員

6. 議 事

第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	1件、
第2号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請案件	1件
第3号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	5件
第4号議案	非農地証明願	3件
第5号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成28年度 農用地利用集積計画(案)の決定案件	16件
第6号議案	農業委員会の適正な事務実施に基づく平成27年度点検・評価 及び平成28年度活動計画について	1件
第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	2件

- **事務局長** 皆さん、おはようございます。只今より平成 28 年 6 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。

会長 皆さん、おはようございます。これから、みなさん田植えていそがしいときにわたしは、5 月 26 日から 27 日に全国農業委員会会長大会に行ってきました。いろんなことを大会で決議が、なされましたが、新たな農業を担うということで、話が進められています。その中でも今年、190 団体ほどの農業委員会が、新しい体制での農業委員会に変っていく必要がある。来年の 7 月で大半が、あたらしい体制に変っていきますので、たいへん厳しいこともあるのではと思いますが、みなさんといっしょにいろんな状況があるとは思いますが、その方向で、進む方向はきまっていますので、やっていきたいと思っています。

今年は、全国農業新聞がかなり購読部数が減っているので、各農家に購読してもらいたいとして佐賀県内でも、話しがされているところです。皆さんにも購読のことについてお話が、あると思います。それでは 6 月の総会を始めていきたいと思っています。

- **事務局長** それでは本日の出席委員さんですが、11 名中 11 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員も 8 名参加で、ございます。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づきまして、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、議事録署名委員の指名を行います。

3 番 高尾 洋子委員 5 番 大沢 泰久委員、議事録署名委員をお願い致します。

- **議長** 3 番の議題に入ります。

第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	1 件、
第 2 号議案	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 3 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	5 件
第 4 号議案	非農地証明願	3 件
第 5 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 28 年度 農用地利用集積計画（案）の決定案件	16 件
第 6 号議案	農業委員会の適正な事務実施に基づく平成 27 年度点検・評価 及び平成 28 年度活動計画について	1 件

- 以上を議題と致します。それでは早速、第 1 号議案に入っていきたいと思います。農地法第 3 条の説明を求めます。
- **事務局長** 1 ページをお願い致します。第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請でございます。整理番号 3-1 を朗読
- 2 ページをご覧ください。所有権移転に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断については農地法 3 条調査書のとおりで、該当はしていませんが、第 2 項 7 号の地域調和を読み上げます、申請地はこれまで、譲受人が管理を行なっており、今後も同様に管理を行ない、水路等の整備後は米の栽培を行う予定であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。として条件は満しています。申請地ですが、3 ページをご覧ください。位置図ですが、中央に申請地としているのが、今回の申請地です。
- 地区的には上石動地区で、地区の北側の県道中原、三瀬線から北東にはいった道路沿いになります。続いて、4 ページは字図ですが申請地はふと線で囲ってあるところの 1 5 3 番地 1 です。説明は以上です。
- **議長 議長** 事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、橋本委員さんお願いします。
- **6 番（橋本委員）** もともと申請者の兄の敏博さんが耕作されており、兄さんにまかせていたと思いますので、別に問題ないと思われますので、よろしくお願いします。
- みなさんのご審議よろしく御願います。
- **議長** 地元の委員さんの説明が終わりました。この地区は圃場整備の村先地区になりますか、整備された区画の農地と思われます。この案件に関して、ご質疑がある方は挙手をお願い致します。特にご質疑等もないようですので、この案件に賛同される方は挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり認めたいと思います。
- **議長** それでは、続きまして、第 2 号議案 農地法第 4 条 整理番号 4-1 について説明を求めます。

事務局長 5 ページをごらんください。第 2 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請

の案件４－１を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、（告示：昭和５９年９月１日）

は場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。

農地の区分は、水管・下水管の２種類が埋設された町道で、かつ概ね５００ｍ以内に２つの教育施設・公共施設が存する農地であり、第３種農地と判断されます。転用目的である一般住宅として適地と判断され申請されるものであり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。（別添：始末書及び現地写真）

申請地の場所ですが、６ページは管内図で、小さく丸で、囲ってあるところが、今回の申請地になっています。地区は萩原地区です。７ページは位置図で三田川幼稚園の東で、ふと線で囲ってあるところで、斜め線のところが今回の申請地になっています。

８、９ページが字図ですが、８ページ中央のふと線で囲ってある１０６８番地と１０６９番地のところが、申請地となっています。続いて、１０ページは土地利用計画（現況）図です。右上側の北東の方が町道萩原４号線ですが、申請地は図面中央で、敷地中央に建物の配置と南側に駐車場が配置され、建物の雨水排水は、建物周囲東南北側から東側の町道沿いの側溝に流入としています。下水は建物北側で、建物周りを集めて、東西に配管し、東側の境界付近から東側町道下水道管に流入となっています。

１１ページは始末書を朗読

１ 続いて、２ページは現状写真で、上が北から南、下が東から西へ対する分です。

１３ページは１階平面図です。

説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、原武委員さんお願いします。

○ **１１番（原武委員）** は東京におられて、ここには住んでおられなくて、後でこられて今、住んでおられていますが、父親の方からの相続なので、知らなかったと本人も言われていました。

よろしくご審議の程御願います。

○ **議長** はい、地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。

○ **９番（材木委員）** 昭和４７年にこの住宅を建てる時には、建築確認申請は提出され

たんですか。

- **議長** この建築された年代はおそらく提出されていないのではと思います。
- **9 番（材木委員）** 役場の対応がどういう状況だったのかですね。
- **議長** 本来は、農業委員会に申請をして頂くべきなんですけど、大工さんがそのことの申請をしないで、建築されたのではないかと考えられます。
- **9 番（材木委員）** 平成 17 年の増築されたときも、建築確認申請は提出されたと思いますが役場の対応はされていないのですか。
- **議長** 建築確認申請では、役場はその内容での確認はしていないのではと思います。
建築確認では土地、地番でのチェックはなされていなかったのでは、建築物が設計通りに建てられているかを確認しているのではと思います。
- **9 番（材木委員）** 農地の畑に建っているのかは確認していないのですか。
- **議長** どうしてもその点はされていないのではと考えられます。
- **9 番（材木委員）** 今さらこの時期にとは感じますが。
- **議長** どうしてもこの時期になることが現実にあっています。大工さん、建築の方達がそのことの認識を持って頂くことが必要なのですが、申請をされたところに、建てますとの昔からの考えの方が、いまでもおられるのではないかと考えられます。
- **議長** 他にございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
- **議長** 続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条 整理番号 5－1 について説明を求めます。
- **事務局長** 14 ページをごらんください。第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の案件 5－1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、（告示：平成 27 年 7 月 7 日）ほ場整備区域内で、国営筑後川土地改良事業区域内となっています。
農地の区分は、水管・下水管の 2 種類が埋設された町道・道路で、かつ概ね 500m 以内に 2 つの教育施設・公共施設が存する農地であり、第 3 種農地と判断されます。転用目的である一般住宅として適地と判断され申請されるものであり、農地の区分と転用目的

は問題ないと考えられます。

申請地の場所ですが、15 ページは管内図で、中央上に申請地と表示されているところ
です。地区は鳥の隈地区です。16 ページは位置図で鳥ノ隈公民館の南東で、図面右側
のふと線で囲ってあるところが今回の申請地になっています。

17 ページが字図ですが、中央のふと線で囲ってある 1216 番地 3 のところが、申請地
となっています。18 ページは土地利用計画図です。図面上側の北の方が町道鳥ノ隈萩
原線に面している申請地です。建物の雨水排水は、建物周囲から敷地南東側に集めて
から隣接農地の 1216 番地・1 を通り南側水路に放流する計画です。19 ページは平面計
画図です。図面中央、敷地西側に建物の配置を行ない、北東側に駐車場が配置され、
上下水で、上水は、北西の町道の上水管から建物周囲の東側に配水です。下水は建物
周囲東南側から、北西の町道の下水管に流入です。

20 ページは 1 階平面図です。21 ページは 2 階平面図です。

22 ページは東西南北側から見た立面図です。23 ページは展開、構造図ですが、東西南
側は L 型擁壁高さ 1 m を計画されています。

説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、原武委員さんお願いし
ます。
- **11 番（原武委員）** 本人さんと地区の生産組合長さんに話を聞きました。もちろん譲
渡人の方は農作業の手伝いもしてもらうので、非常に助かる。生産組合長さんから
の話しも鳥の隈地区の人口増や、こどもが増える。譲受人はたいへん今からの地域の農
業の担い手としても期待ができるので、歓迎しているとのことです。
よろしくご審議の程御願います。
- **議長** はい、地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。
- **議長** この案件は昨年農振除外の申請をされた案件です。他に質疑はございませんか。
他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致しま
す。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
- 続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条 整理番号 5-2 について説明を求めます。

- **事務局長** 24 ページをごらんください。第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請の案件5－2を朗読。申請地は、農振農用地区域内であり、ほ場整備区域内で、国営筑後川土地改良事業区域内となっています。

農地の区分は、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地であり、農用地区域内農地と判断されます。目的である雨水排水管理設として、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行なうものであり、農地の区分と一時転用目的は問題ないと考えます。

一時転用完了後は速やかに農地への復元を行ない、これまでと同様に水田として耕作する旨むねの確約書提出済です。

申請地の場所ですが、25 ページは管内図で、中央上に申請地と表示されているところです。地区は鳥の隈地区です。26 ページは位置図で鳥ノ隈公民館の南東で、図面右側のうすく線を引いているところが今回の一時転用の申請地になっています。

27 ページが字図ですが、中央のふと線で囲ってある1216番地1のところで、申請地の一部となっています。28 ページは土地利用図です。図面中央の南北に細い長方形の形をした部分が、申請地ですが、北側農地転用計画に1216番地・3の南東側に雨水を集めた分を申請地を通して流す計画です。29 ページは雨水排水管理設断面図です。図面中央の深さ30cm、幅30cm、の断面の中に10cmのVP管を雨水排水管として埋設する計画です。

説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。整理番号5－1の関連として一時転用をしたいとのことで、数日の工事期間でできるのではないかと思います。地元の委員さん、原武委員さんお願いします。
- **11番（原武委員）** 私からは、特別ございません。
- **議長** はい、地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。
- **議長** 他にございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条整理番号 5-3 について説明を求めます。

○ **事務局長** 30 ページをごらんください。第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請でございます 整理番号 5-3 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、(告示：昭和 59 年 9 月 1 日)は場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断されます。転用目的である共同住宅進入路の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

続いて、31 ページをごらんください。管内図ですが、中央右側の○のところが、申請地となっています。

32 ページは位置図ですが、申請地の場所は中央の小さく黒く囲っているところです。

33 ページの字図では中央の三角の部分の 1057 番地-12 で、申請地と書いてあるところです。地区は萩原地区です。

続いて、34、35 ページは土地利用、給排水計画平面図です。申請地は図面右側の長い直高の△の部分で、申請地と記載している分です。

36、37 ページは造成計画断面図で、B-B' 断面が今回の申請地の断面で、進入路の断面になります。

37 ページは構造図となっています。

説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。この案件は今年の 2 月に農業委員会に隣接農地については共同住宅で、転用申請がされた案件です。

地元の委員さん、原武委員さんお願いします。

○ **11 番（原武委員）** 特別、支障はないと思いますけれども。

○ **議長** はい、地元の委員さんの説明が終わりました。特別、支障はないと思いますとのことです。質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** 他にございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛

成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条 整理番号 5-4 について説明を求めます。

○ **事務局長** 38 ページをごらんください。第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請でございます

整理番号 5-4 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、（告示：昭和

49 年 3 月 30 日）ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内となっています。

農地の区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であり第 1 種農地と判断されます。転用目的である一般住宅は居住するもの（譲受人）の日常生活上必要な施設であり、既存集落に接続して設置されるものであり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

39 ページが管内図ですが、申請地と中央に、黒く線で丸く囲ってあるところが申請地となっています。

40 ページが位置図ですが、申請地と右下に黒く線で丸く囲ってあるところで、申請地と記載されている所です。

41 ページの字図では申請地の場所ですが、中央の 1573 番地-1 で、申請地と書いてあるところです。地区は横田地区です。42 ページも字図です。

続いて、43 ページは字図の集合図面です。

続いて、44 ページは土地利用計画図です。申請地は図面中央の敷地北側に建物の配置を行ない、南側には駐車場を計画され、建物の雨水排水は、建物周囲東西南北側から南東側の境界付近溜桝から、町道横断して町道の桝に流す計画です。

上下水は上水は北東側の境界付近から東西に配管し、取り付けることになっています。

下水は北東から西側建物周りを集めて東側町道下水道管に流すことになっています。

45 ページは標準断面図で、L 型擁壁の図面です。46 ページは境界確定測量図です。

47 ページは計画断面図ですが、図面上は A-A` 断面で、敷地の南北断面です。図面下

の B-B` 断面は敷地の東西断面です。48 ページは配置図です。49 ページは基礎伏図です。50 ページは 1 階平面図です。51 ページは 2 階平面図です。52 ページは東西南北方向からの立面図です。

説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。この案件は今年の 2 月に農業委員会に隣接農地については共同住宅で、転用申請がされた案件です。
地元の委員さん、原武委員さんお願いします。
- **11 番（原武委員）** 特別、支障はないと思いますけれども。
- **議長** はい、地元の委員さんの説明が終わりました。特別、支障はないと思いますとのことです。質疑のある方はお願い致します。
- **議長** 他にございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、柿本委員さんお願いします。
- **（柿本委員）** 申請するときの測量士さんとか、申請人がうちに来られたとき、現場はと聞いたんですが、高尾委員さんが、南のほうでありますからと話しをしましたが、そのようなことで、私から聞きたいのですけど申請者が、所有権移転での農地転用の住宅建設ですけど、確認するに私はわかりませんが、他の委員さんさんが、確認するためには、何らかの表示をすることが、必要ではないか。地図の中で、ここが申請地ですよと表示してあっても現場に行ってもわからんと思いますので、立て札などを立てる等の方法はないか考えることはできないか。農業委員さんについて確認する方がおられるならわかりませんが、なにか方法はないですかね。
- **議長** 以前は申請地の立て札していた時期もありました。
- **事務局 手塚** そのときは、ご要望が、ありましたので立て札を立てた時期もありました。
- **（柿本委員）** ご要望とかでなくてもいいですが、農業委員さんもたぶんなられたばかり

の時は農地か原野かわからない土地があれば、私は困るのかなと思います。後は農業委員の考えを聞いてください。

○ **議長** はい、たしかに以前は申請地の看板立てていました。できたらまた検討をします。

○ **事務局 手塚** 検討したいと思います。

○ **議長** はい、地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。
西側が崖となっていますが、すこし大丈夫かなということはありません。
基礎の低盤コンクリートは施工は計画されていますので、問題ないと思います。

○ **議長** 他にございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第3号議案 農地法第5条 整理番号5-5について説明を求めます。

○ **事務局長** 53ページをごらんください。第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請でございます 整理番号5-5を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、
(告示：昭和59年9月1日)ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内となっています。

農地の区分は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が、住宅の用に供する施設が連単している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。転用目的である条件付き分譲住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

続いて、申請地の場所ですが、54ページの位置図で中央の線で囲ってあるところが今回の申請地になっています。

55、56ページが字図ですが、中央の薄く線で囲ってある1220番地、1221番地、1222番地、1223番地-4、1240番地、1241番地のところが、申請地となっています。

57ページは造成計画図です。

雨水排水は、北側の造成地は、地面中央の上流の開発道路の東西の側溝により、東側町道側溝に流入させる予定です。

南側の造成地は、排水は図面一番右側に里道が、ございます。そこに東西に埋設されたヒューム管を通じて東側町道側溝に流入させる予定です。

そのことで、2系統に分けて下流に一気に流下しないように、変更した内容としています。

58 ページが造成計画図です。

上下水道については、南東から北西の開発道路に埋設した上水管から配水予定、下水管に流入予定です。

59 ページですけど、図面左から A-A'、B-B' 断面は東西方向 C-C'、D-D'、E-E' 断面は南北方向の断面での現況断面図です。

図面中央断面図の A-A'、B-B' 断面は東西方向断面で、盛土を行なう計画と開発道路の計画です。

その右側の C-C'、D-D'、E-E' 断面は南北方向の断面で、盛土を行なう計画です。

60 ページは建売分譲プランの建物求積図 NO 1 です。

61 ページは建売分譲プランの建物の東西南北からの立面図 NO 1 です。62 ページが建売分譲プランの建物断面図 NO 1 です。63 ページが建売分譲プランの建物平面図 NO 1 です。

64 ページが建売分譲プランの建物求積図 NO 2 です。です

65 ページは建売分譲プランの建物の東西南北からの立面図 NO 2 です。66 ページが建売分譲プランの建物断面図 NO 2 です。67 ページが建売分譲プランの建物平面図 NO 2 です。

68 ページは建売分譲プランの建物の東西南北からの立面図 NO 3 です。69 ページが建売分譲プランの建物断面図 NO 3 です。70 ページが建売分譲プランの建物平面図 NO 3 です。

説明は以上です。

○ **事務局長** 申請者の方の説明される方がみえてありますので、説明をお願いしたい

と思いますが、よろしいでしょうか。

- **議長** はい、わかりました。
- **事務局長** ご紹介致します。委任を受けられている古賀建築測量設計事務所の代表取締役の古賀竹寅さんと担当の古賀俊介さんがお見えですので、自己紹介を御願いします。
- **申請者** ただいま、紹介いただきました古賀建築測量設計事務所の古賀です。よろしくお願い致します。担当の古賀です。
- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、材木委員さんお願いします。
- **11 番（材木委員）** この件について下中杖の区長さんが、私のところへ来られて、水路関係で、雨水が流れて氾濫する恐れがある。できれば調整池を作ってもらえないか。同意書はもらったとのことですが、今一度お話しして、委員会で、審議してくれとのことでした。
- **議長** はい、地元の委員さんの説明が終わりました。調整池もしくは、それに準じたもので、一気に流出しないように対策していただけないでしょうかとのことです。
- **申請者 古賀俊介さん** 私から今回、区長様と建設課と造成の主だった計画について話し合いをさせてもらいまして、一気に流出しない想定での対策はその折にも話しができました。今回、この問題の対応策としては、まず地下浸透させる柵と自由勾配側溝とそちらを通して地下浸透させる側溝製品を使いたいとさせて頂きました。それで、当初、東側の方に側溝があるのですが、そこに一箇所の排水でしていこうと話していたが、区長様の要望で、2 方向に分けてくれという話しがありましたので、造成地の中心から排水しようとしていたが、南の方からも排水しようということが、その折にでております。今回、造成地内の排水をしていくということというじたいは、その方向で解決をしていただいたのちに印鑑をもらったのが、原因でありました。
- **申請者 古賀俊介さん** その時も、話しがでたんですが、調整池として抜くことという形で、調整池をもうけることが、今、造成業者さんの話しでありましたように、それだけを作るという

ことは、いまの段階ではできないということです。区長さんの方とは、その時お話しがでたところだったので、今回このような２次的対策という形で、対応しようとその折にお話しがついたと考えています。

今までの経緯としましてはそういうことで、他の造成業者さんが立ち上がってきたわけです。

- **申請者 古賀竹虎さん** 今の話しの補足説明をしますと、側溝のタイプ自体は、一般的に 30cm の側溝ではなくて、調整池を作ると大部分は造成地内となり、調整池は危険性が伴うということで、地下貯留型の調整池とかの機能を持った内容として地下貯留して既設の側溝に放流していく。側溝のタイプにしても一般的な利用で、約 20%ほどしか貯留できない。広域に関しては年間降雨量でいきますと約 80%ほど貯留をしていこうとして、大沢区長とは今の話しのように建設課管理係を交えて協議をさせていただいて下流のほうで、冠水するということを十分理解して計画をさせていただいたところです。
- **議長** 質疑のある方はお願い致します。他にございませんか。
- **1 番（米倉委員）** 質問といいますか、今回の開発に関しては、基本的にここの地区が開発地区になっていますので、問題ないと思いますが、現状、これまでも農業委員会で、この地区が、こういう価値化する案件が出てくるたびに下流域から苦情がでているのですよね。町の方に再三話しをしているのですが、要望等の答えがないとして、そのへんはどのへんまで進んでいるのでしょうか。
- **申請者 古賀竹虎さん** お答えすることではないのかと思いますが、今のご質問の内容のことが、あってこの度たまたまうちのほうが、開発許可の許可申請をしているんですけど、大沢区長から話しがあったのが、たまたまうちのほうの案件について調整池として具体策を持ち出さないということで、先々月からこの開発の協議を進めてきて、ようやく今日の審議となったんですけど、そのなかで、町の方から言われるのが、下中杖の方の整理をすると、その後に曾根の方に最終的に放流されて河川に放流される。曾根の河川自体が土地改良事業に関する部分の河川になってくるから部署が変る。将来的に段階的に町としても計画はしていかなく

てはいけない。まずは民間の開発もしくはその立野地区の開発があった場合にその開発区域内で、いったんは調整をして頂きたい。そういうなことが、町のご回答で、前向きには町も検討していかなければいけないだろうということで、住宅団地が完成できるということだけではなくて、下中杖の冠水することの緩和だけでは事足りる話ではないということでしたので、段階的に立野当りの開発が進捗している状況のなかで、わたしどもに考えてくれ、下中杖、曾根地区の冠水する状況については担当が変わるので、段階的に計画をしていかんといけないうだろうとのことで、建設課のほうからも建設課を交えてくれと今の話しの中で、民間開発だけの話しではないということがありましたので、3者協議をさせていただいて、この後の事業が、うち以外のところからで場合についても、その都度そういうような解消方法ができるようにしていかんといけないうだろうと言われたのが、協議の内容です。

町のほうとしては前向きにはしたいけど、担当部署が土地改良であったり、町であったり、部署が違うからそれぞれまとめて要求して河川の改修についてはしていかんといけないうだろうということが回答でございました。

- 議長 担当部署は、農林課、建設課でしょうけども、一番困るのは被害をうける地元です。

くろみ保育園のほうで、保育園の新設ということで、3000m²ほどの農地転用が出たんですけども、そのときにも、そこは職員駐車場、車回し等そういったものを調整池として含めて作るという案件を出していただいてなんとかその方向で対処します。ということで、できたんです。

今回、道路敷の下でも貯水柵を作ること考えられないか。

- 申請者 古賀竹虎さん その内容は考えています。中央部分で道路幅員6mですけど、排水先の中央あたりの放流する部分については、かなり広くゴミ置き場を計画している地下部分にいったん貯留することを計画しています。目に見えるような池を掘るのではなくて、地下浸透式の貯留することをもって堆積貯留というかたちとなる。そういうことで、いったん貯留して放流することをする予定しています。ですから、考え方としては保育園で実施した内容と計算の方式についてかわらない

と思います。

○ **議長** はい、わかりました。

他にございませんか。今雨水関係については、そういった対応もしていくことで、ございますので、どうでしょうか。皆さんがた、本日午後ですが、開発行為の検討委員会が、なされるということでもありますので、皆さん方のご意見を聞きながら、農業委員会の事務局からも出席します。この話も聞いてくると思いますので、いかがでしょうかこの案件に賛成できる方は挙手をしていただいて、後決定的には開発行為の検討委員会の内容を踏まえますので、私に一任してもらっていいですか。よろしいですか、

○ **(大熊委員)** 今話があるのは、下中杖についてですよね。わたしは曽根地区の者なのですが、それで、大沢区長さんからですね。まあ3m作ってほしいということで、再三話をしても通用しなかった。

そのことで、今話では地下浸透のU型側溝を入れるというようなことですが、雨量が多い場合オーバーフローするからですね。

○ **申請者 古賀竹虎さん** あのですね。地下浸透式、地下から湧水した分については側溝に落とす。側溝からいったん調整池との形ではなくて、地下に碎石によっていったん貯留する形をとります。まっすぐ側溝から放流する形ではなくて調整池と同じ形で、舗装の下に碎石部分を掘ってその部分にいったんゆう水して放流するということをするので、側溝からまっすぐ放流することにはなりません。だから当然今いうように一般的な放流とすると降雨量20%最大降雨量で80%ですけどゲリラ豪雨というそういったことがあった場合に下中杖のほうからも再三でて、池を作ってくれ、池と同等のものを作りましょう。こちらのほうでは、安全上考慮した上で、調整地を作で、ごみ置き場の下にかなり広くとっていますが、その部分の下に滞水貯留施設として、貯留して流しましょう。その方法でないと団地内の側溝が冠水してしまって宅地内が冠水することも考えられますので、ですからいま考えられるのはゲリラ豪雨などは、通常は予測できないですから側溝から冠水しないように放流先の側溝自体もこちらが、新設した上で、冠水しないように滞水貯留施設を作ったうえで、流すというこ

とで、大沢さんから言われるのは、再三調整地を作ってそれに貯留して流すことですが、調整地を作る場合、どうしてもほとんど雨が降らないときはからの状態で、満水時にどうしても団地内の管理として事故の危険があるので、それと同等の施設を作りたいと思っていますのでご理解いただければと思います。

- （大隈委員） 6年くらい前に、不二家がありますが、あの東側の北に大東建託が分譲した分の雨水が、どんどんあの U 型側溝に流れてくるわけです。ポンプ小屋の西側にブロックを積んでありますが、あの部分にどんどん流れてくる。区長の前のところですよ。

- 申請者 古賀竹虎さん 区長の前のところですよ。

それは一番最初にブロックを積んでいるが、冠水するからあの部分に建てたとは聞きました。

- （大隈委員） その時には、雨水はこっちには流さない。流れてきませんとの話であった。ところが、ゲリラ豪雨というか大雨のときにどんどん流れてきた。

- 申請者 古賀竹虎さん いったん今回の場合もですね。側溝が 300 mm でするので、放流先じたいはある程度しぼって放水する形をとりたい。側溝のタイプをひとつ大きなものにすると、自由勾配側溝を使うとして、集水する部分とともにもう一点は、調整池と同じ内容の施設の滞水貯留施設、それを設置し最終放流先じたいは側溝自体をしぼって流すことをする。またいったん滞水貯留施設に貯留してから流す計画です。当初は 1 ヶ所でしたが、建設課と話しでは、南側の方にも調整する意味合いで、作ってください。でないと今言われるように一気に同じところから放流すると、大雨のときに一気に流れる。時間差を考えて流すことと、いったん貯留すること対策で、今回ある程度大きな団地となりますからその形で協議を先月から 1 月ぐらいさせていただきました。

それと建設課のほうも当然ご存知の話ですから、その協議内容は繰り返しになりますが、まったく対策しないのではなく調整池と同じ内容の施設の滞水貯留施設のタイプを考えています。

保育園のことも聞かしていただいて、保育園のほうは、調整池を作ることにされたということでしたけど、今度の調整池を作るケースは管理の仕方を考えた場合、この手法を決定するというのは団地内がどういう管理の形になるのかと思いますが、自治会のような形で、誰かが、けっきんを取るとか、そうことになった場合いかんから最小限度で、そうやられることと思います。ですからまったく作らないということではなくて、それと同等なもののタイプで、進めていこうと思います。

○ **(大隈委員)** 今、縦の大きな水路が、あるじゃないですか、あの下流にポンプ小屋の戸板がありますね、それを下中杖の方が大雨のときにぼんと開けた。開けたらもろに流れるんですね。今度は違うということです、あれから先は大きくはないですからね。今度は違うということです、そういうときに建設課はどういうことで、対応してくれるのかですね。

○ **申請者 古賀竹虎さん** 建設課管理係の方からも、大沢さんは敏感に河川改修のことを言ってきていることではないが、一緒に交えて協議しようということで、建設課も補助が違うけど土地改良の方に働きかけていかなくはいけないだろうということで、やはりこの問題は町の懸案事項のようでして、下中杖、曾根について排水問題で多大な迷惑がかかっている、だから今後、町として検討していかんといけないとして、管理係のほうからこういう回答を聞かれたようでした。

○ **(大隈委員)** それをしてくれればいいが、ようするにそれでは部署が変わったならば、その後は知らんとなるのではないのか。

○ **事務局長** すぐ解決ということではないですけど、長期的なものと短期的なものの方の向性の方での話を建設課のほうとは議会終了後になるかもしれませんが、その件については建設課長に話をしたいと思います。

○ **事務局 手塚** 建設課だけでなく、農林課関係もですね。

○ **(大隈委員)** どころへんがするについても、してくれんといけない。

○ **事務局 手塚** 下のほうからあげて行くしかないと思います。

○ **(大隈委員)** できてしまえば知らないということではいけない。

○ **事務局 手塚** 悩んでいる。検討しているばかりではいけないと言われているので、

平成 29 年始めは無理としても何かの目標として、話ができればと思いますが、会長が言われたように午後から開発の検討会がありますが、検討会はあくまでも開発をよりよくしていく検討でありますので、提言をするところではありませんので、ただ支障がある分については、こういう対応をお願いするということの要望なり、事業者をお願いする部分もありますし、町としても検討していく部分も、あるとなっていると思います。

○ **(大隈委員)** 検討委員会があるならば、いぜきがあるでしょうが、場所が、わかるかな

○ **議長** 井柳川ですか。

○ **(大隈委員)** 井柳川の手前、地区よりのところ、農業用の水路、検討するというか、地区の要望か、要望でいいからお願いしたい。

○ **事務局 手塚** そうなるとあくまでも地区から要望、地区要望として上がってる分として話してみます。

○ **事務局長** 地区要望として地区の区長さんから提出してもらったほうが、押しが強く行くということではあります。

○ **(大隈委員)** 地区要望はしますが、検討委員会があるならば、話してください。

○ **事務局 手塚** お話はしたいと思います。

○ **議長** よろしいですか。

○ **1 番(米倉委員)** 今回の件とか、前回のくるみ保育園とかの件で、大型の施設の開発のときは、きょう説明があったようにある程度考慮したかたちで、開発されると思いますが、だいたい立野地区からは毎月のように申請されていますが、1 軒だけ建つ分にはこの問題での雨水排水については、側溝に流しますよとしかならない。案件としては、その形での申請になると思いますが、今回は一任と言うかたちで、行くと思うのですが今後虫食い状態の開発が続けば、具体的に調整池を作ると言うことができなくなるので、この立野の開発地区については、農業委員会としては今後開発地区です。が開発行為はいったんストップしますよとかそういう提案的なものはできないですか。

○ **事務局長** やはり、排水については重要な問題と捕らえてはいますが、農地法での許

可基準としての転用基準の一般基準としては、近隣農地に悪影響を及ぼす場合は農地法的に転用ができないと思いますが、重ねて排水については重要な問題とは認識していますが、そのことによって転用ができないとするのは困難と思いますが、

- **1 番（米倉委員）** 農業委員会は農地法の許可基準で、合致すれば許可しますよ。

建設課は建設課の規定上問題なければ、通しますよでは問題解決にはならない。

歯止めをかけるところがあってもいいのではないかとはいいます。

- **議長** 本来は農振農用地であれば、前段階の規制があるとは思いますが、
- **事務局 手塚** 本来は住宅地として検討するうえではその辺の整備することも大事として考えることとは思います。

- **議長** 行政側としての整備が遅れていることが、問題になってくる。立野は住宅振興地域として目に見えてなっていくということのケースなので、整備する必要がある。そこをいつまでも行わないことで、遅れているということです。環境整備を行いなさいとは言えますが、そこまでです。

この案件につきましては 賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。

この案件は私に一任してもらっていいですか。よろしいですか。はい、全員挙手です。

- **議長** 続きまして、第 4 号議案 非農地証明願 申請案件整理番号証明－1 の説明をお願いします。

- **事務局長** 71 ページをお願い致します。非農地証明願でございます。

第 2 号議案 非農地証明願を朗読。

72 ページは申請箇所の位置図です。図面中央左の町道上石動、下石動線沿いの東脊振東部工業団地・高速道路ボックスの南で、開発区域と表示されているところです。地区は下石動地区です。

73 ページは字図ですが、2022 番地 78 で、中央右の黒く塗ってあるところが、申請地です。

74 ページは申請地の現況写真です。わかりにくいですが、北側、東側から撮った 6 枚の現況写真です。

75 ページは下石動地区の区長、生産組合長、新旧農業委員、最適化推進委員からの農地で

ない証明書です。

説明は以上で終わります。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。現況は荒廃している。

地元の橋本委員どうでしょうか

- **6 番（橋本委員）** この案件を含め 3 件でしております。この農地は 20 年以上前から耕作されていないと思います。

はい、地元の委員さんの説明が終わりました。

- **議長** まとめて 3 件とも説明し、審議しますか。

- **事務局長** 76 ページをお願い致します。非農地証明願でございます。

第 2 号議案 非農地証明願を朗読。

76 ページは申請箇所の位置図です。図面中央左の町道上石動、下石動線沿いの東脊振東部工業団地・高速道路ボックスの南で、開発区域と表示されているところです。地区は下石動地区です。

78 ページは字図ですが、2080 番地で、中央右の黒く塗ってあるところが、申請地です。

79 ページは申請地の現況写真です。わかりにくいですが、南側から撮った 3 枚の現況写真です。

80 ページは下石動地区の区長、生産組合長、新旧農業委員、最適化推進委員からの農地でない証明書です。

- **事務局長** 81 ページをお願い致します。非農地証明願でございます。

第 2 号議案 非農地証明願を朗読。

82 ページは申請箇所の位置図です。図面中央の町道上石動、下石動線沿いの東脊振東部工業団地・高速道路ボックスの南で、開発区域と表示されているところです。地区は下石動地区です。

82 ページは字図ですが、2076 番地、2077 番地で、中央の黒く塗ってあるところが申請地です。

84 ページは申請地の現況写真です。わかりにくいですが、西、東、北側を撮った 6 枚の現況写真です。

85 ページは下石動地区の区長、生産組合長、新旧農業委員、最適化推進委員からの農地でない証明書です。

説明は以上で終わります。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。1 人目は向井一広さん、2 人目は、大隈敏之さん、3 人目は向井敬三さんで、現況は荒廃している状況です。

質問ございませんか。質問もないようでございます。この非農地証明3件について、賛成の方の挙手を求めます。はい、全員賛成です。申請どおり非農地証明としたいと思います。

続きまして、第5号議案 農用地利用集積計画集計表の説明をお願い致します。

- **事務局長** 86 ページをお願いします。

第5号議案 農用地利用集積計画集計表です。案件としましては、新規が2件、再設定が13件で計15件があがっております。田が15筆、畑0筆で田の面積が81,554㎡で、畑が0㎡となり、計の15筆、面積が81,554㎡です。

87 ページは今までの累計から解約分を差し引き、今回計画分をくわえた面積で、最終的な合計としています。以上、計画要請は経営面積、従事日数等経営基盤強化法等第18条第3項の各要件を満たしております

説明は以上でございます。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思えます。

- **(事務局長)** 第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意解約ー1を朗読。これは双方合意による解約です。以上です。

- **議長** 第1号報告の説明が終わりました。説明で問題ないと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

- **(事務局長)** 第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意解約ー2を朗読。これは双方合意による解約です。以上です。

- **議長** 第 1 号報告の説明が終わりました。説明で問題ないと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- **議長** 次の第 6 議案 農業委員会の適正な事務実施についてお願い致します。
- それでは第 6 号議案の説明をお願いします。
- **事務局長** 90 ページでございます。農業委員会の適正な事務実施についてとしまして 91 ページからでございますが、(別紙様式 1) 平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価です。

これは前回の総会の折に、農業委員会の適正な事務実施についてということで、国の方から平成 21 年度より通達が出ておりまして、それに基づいて点検・評価を行っているところです。前回は別紙様式 1 は案で出しておりました。今回は農業者の方の意見を聞いた上で、今回新たに出しております。内容について案を変更した箇所の分について説明をさせていただきます。

まず、94 ページでございますが

(5) 地域の農業者等からの意見等は広報しておりましたが、意見の提出ありませんでしたので意見なしとしております。

続いて、95 ページのⅡの法令事務に関する評価の

5・地域の農業者等からの意見等は広報しておりましたが、目標の評価案に対する意見等、活動の評価案に対する意見等どちらも、意見の提出ありませんでしたので意見なしとしております

続いて、95 ページの(6)の地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定は、目標に対する評価は目標達成できたことは評価できるものの、ほとんどが保全管理であるため、今後の営農再開に向けた有効利用が図られるよう利用調整に取り組みたい。活動に対する評価は目標達成できたことは評価できるものの、ほとんどが保全管理であるため、今後の営農再開に向けた有効利用が図られるよう利用調整に取り組みたいとしております。

96 ページで、Ⅲ促進等事務に関する評価ですが、1.認定農業者等担い手の育成及び確保は農家数の変更ありません。

(5) 地域の農業者等からの意見等は広報しておりましたが、目標の評価案に対する意見等、活動の評価案に対する意見等どちらも、意見の提出ありませんでしたので意見なしとしております。

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定は

目標に対する評価は今後も周知啓発を計る必要がある。

活動に対する評価は今後も意欲ある農家の育成を図っていく必要がある。

97 ページで、

(5) 地域の農業者等からの意見等は広報しておりましたが、目標の評価案に対する意見等、活動の評価案に対する意見等どちらも、意見の提出ありませんでしたので意見なしとしております。

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定は

目標に対する評価は目標達成はできなかったが、農業委員会が意向確認できている農地を集積できたことは評価できる。

活動に対する評価は農業委員会が意向確認できている農地を集積できたことは評価できるとしております。

98 ページで、

(5) 地域の農業者等からの意見等は広報しておりましたが、目標の評価案に対する意見等、活動の評価案に対する意見等どちらも、意見の提出ありませんでしたので意見なしとしております。

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定は

目標に対する評価結果は農地パトロールにより早期発見できたことは評価できる。

活動に対する評価結果は周知活動（広報巡回）により、農業委員の活動が目に見える形で周知され、抑制効果へつながったことは評価できるとしております。

平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価でした。

説明は以上です。

議長 これは毎年、点検評価を行わなければならないということです。

委員さん、これでよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。はい、全員賛成

です。認めて生きたいと思います。

それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。

これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前 11 時 5 分